

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する 法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年5月16日

鹿児島県信用農業協同組合連合会

本会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます。）に基づき、本会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1. 「対応措置の実施に関する方針」の概要

（第1 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要）

本会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 本会の金融円滑化管理に関する体制

「金融円滑化にかかる基本方針」の全文については、平成22年2月1日に本会ホームページ上 (http://www.jabank-kagoshima.or.jp/about/ja_kagoshima/) にて公表しております。

2. 「対応措置の状況を適切に把握するための体制整備」の概要

(第2 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要)

本会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、本会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
- (2) 融資担当役員を「金融円滑化管理責任者」、審査室を「金融円滑化管理責任部署」として、本会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。また、金融円滑化管理態勢全般の運営状況については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (3) 融資部署の部長・室長を「金融円滑化管理担当者」、融資部署を「金融円滑化担当部署」として、各部署における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、審査室へ報告することとしております。
- (4) 各部署では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- (5) 金融円滑化管理にかかる本会の体制図については、「中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体体制図」(別紙1)のとおりとなっております。

3. 「対応措置に係る苦情相談を適切に行うための体制整備」の概要

(第3 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要)

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を、融資部、農業部、審査室に設置しております。

○相談窓口について

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	鹿児島市鴨池新町15番地	融資部 融資課	099-258-5271
		農業部 農業融資課	099-258-5281
		審査室	099-258-5275

※受付時間：月曜～金曜（土日・祝日を除く） 午前9時～午後5時

- (2) お客さまからの、本会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、リスク統括室に受付窓口を設置しております。また、各融資部署で苦情を受けた場合には、本会所定の手続きに従って、速やかにリスク統括室に連絡をし、リスク統括室と各融資部署が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

○苦情・相談窓口について

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	鹿児島市鴨池新町15番地	リスク統括室	099-258-5268

※受付時間：月曜～金曜（土日・祝日を除く） 午前9時～午後5時

4. 「対応措置に係るお客さまの事業改善または再生支援を適切に行うための体制整備」の概要

(第4 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要)

- (1) 金融円滑化担当部署および金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組んでおります。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、JAや経済連、株式会社日本政策金融公庫等とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、本会職員に対し、必要な教育・研修等を継続的に行ってまいります。

5. 「中小企業のお客さまから受け付けた、貸付けの条件の変更等の対応状況」

(法第4条に基づく措置の実施状況)

別表1および別表2のとおりとなっております。

6. 「住宅資金借入のお客さまから受け付けた、貸付けの条件の変更等の対応状況」

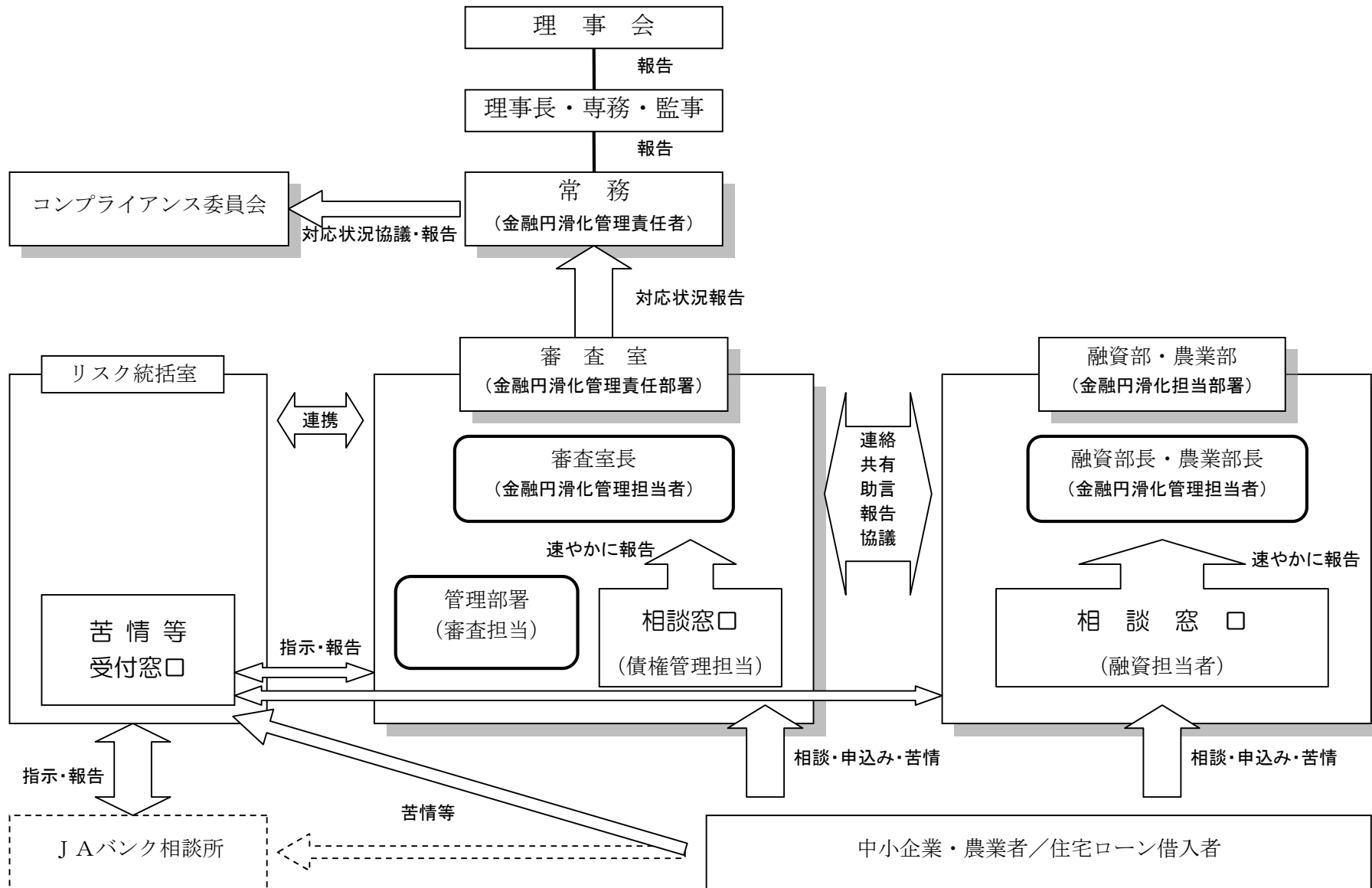
(法第5条に基づく措置の実施状況)

別表3のとおりとなっております。

以上

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体体制図

(別紙1)



(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および額
 [債務者が中小企業者である場合]

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	34	8	3,010	13	3,434	21	6,478	35	10,696	42	11,692
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	1	34	8	3,010	13	3,434	21	6,478	35	10,696	42	11,692
うち、実行に係る貸付債権	1	34	1	34	10	2,306	20	5,483	34	9,702	39	10,619
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	7	2,976	2	133	0	0	0	0	2	78
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	1	994	1	994	1	994	1	994
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	34	8	3,010	12	3,334	19	5,415	19	5,415	23	6,062
うち、実行に係る貸付債権	1	34	1	34	9	2,206	18	4,420	18	4,420	22	5,067
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	7	2,976	2	133	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	1	994	1	994	1	994	1	994

(別表3) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数および額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0